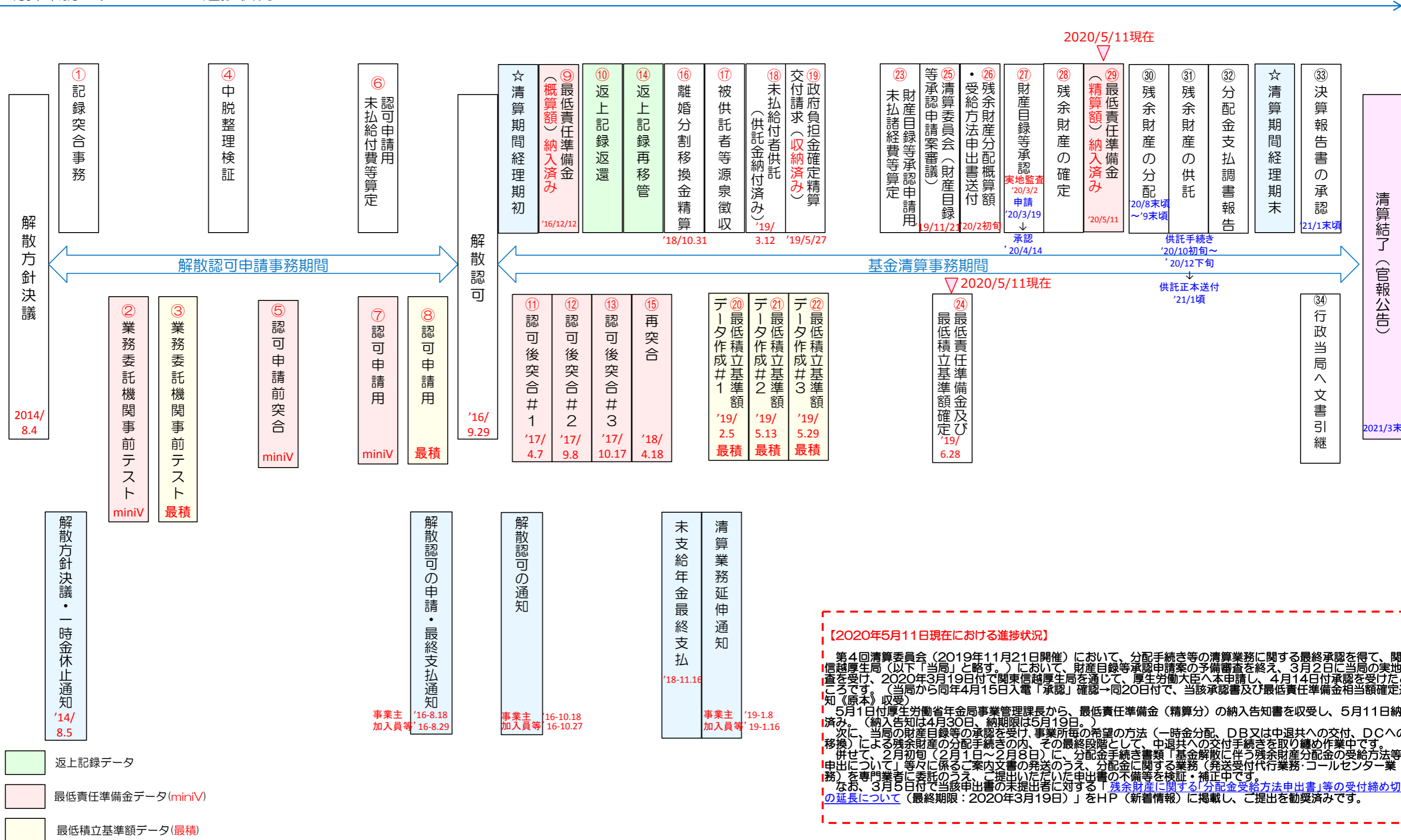


清算業務スキーム

清算業務スケジュールの進捗状況

【⑳最低責任準備金（精算額）2020/5.11納入済み、「①～⑳」完了済み】



【2020年5月11日現在における進捗状況】

第4回清算委員会（2019年11月21日開催）において、分配手続き等の清算業務に関する最終承認を得て、関東信越厚生局（以下「当局」と略す。）において、財産目録等承認申請書の予備審査を終え、3月2日に当局の実地監査を受け、2020年3月19日付で関東信越厚生局を通じて、厚生労働大臣へ本申請し、4月14日付承認を受けたところです。（当局から同年4月15日入電「承認」確認→同20日付で、当該承認書及び最低責任準備金相当額確定通知《原本》收受）

5月1日付厚生労働省年金局事業管理課長から、最低責任準備金（精算分）の納入告知書を收受し、5月11日納入済み。（納入告知は4月30日、納期限は5月19日。）

次に、当局の財産目録等の承認を受け、事業所毎の希望の方法（一時金分配、DB又は中退共への交付、DCへの移換）による残余財産の分配手続きの内、その最終段階として、中退共への交付手続きを取り締め作業中です。併せて、2月初旬（2月1日～2月8日）に、分配金手続き書類「基金解散に伴う残余財産分配金の受給方法等の申出について」等々に係るご案内文書の発送のうえ、分配金に関する業務（発送受付代行業務・コールセンター業務）を専門業者に委託のうえ、ご提出いただいた申出書の不備等を検査・補正中です。

なお、3月5日付で当該申出書の未提出者に対する「残余財産に関する「分配金受給方法申出書」等の受付締め切りの延長について（最終期限：2020年3月19日）」をHP（新着情報）に掲載し、ご提出を勧奨済みです。